

第二百六十三号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 病気休暇

第五条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に、「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第七条第一項及び第十二条第一項中「同項第二号」を「同項第三号」に、「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

新たに病気休暇に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。